次

第

兀

百

五

+

八

号

令

和

六

年

月

九

日

目

示

告

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示の一

耕地整理組合の組合長臨時代理者の指定

部改正

統 課

(農地整 備課)

岐阜県告示第十一号

告

示

百四十号)の一部を次のように改正し、令和六年一月十日から適用する。 岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示(平成二十一年岐阜県告示第二

令和六年一月九日

「岐阜県・中京都市圏総合都市交通体系調査 補完調査」を

岐阜県知事

古

田

補完調査

岐阜県青少年の意識と 「岐阜県・中京都市圏総

に改める。

行動調査 合都市交通体系調査

岐阜県告示第十二号

四項の規定により、次の者を恵那郡三郷村大字野井西部耕地整理組合の組合長臨時代理 者に指定したので、同条第五項の規定により告示する。 その効力を有することとされる耕地整理法 (明治四十二年法律第三十号) 第七十三条第 土地改良法施行法(昭和二十四年法律第百九十六号)第二条第一項の規定によりなお

令和六年一月九日

岐阜県知事

古

田

住所

恵那市三郷町野井一五八三番地二

氏名

令和六年一月九日

岐 阜 県 公 報

毎週 (金曜日)

発行